

## 令和5年度低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ

食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、子供一人当たり5万円を支給します。申請を希望する方は、役場保健福祉課福祉係にてお手続きしてください。

○ひとり親世帯（ひとり親世帯以外分を受給された方は対象外となります）

【対象者】 ①～③のいずれかに該当する方

①令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けているひとり親の方

→令和5年5月30日（火）に支給済みです

②公的年金給付等を受けていることにより令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていないが、令和3年中の収入額が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっているひとり親の方

→申請が必要です

③物価高騰の影響を受けたことで、令和5年1月以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっているひとり親の方

→申請が必要です

【申請期限】

令和6年2月29日（木）まで

○ひとり親世帯以外分（ひとり親世帯分を受給された方は対象外となります）

【対象者】 ①～③のいずれかに該当する方

①令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者

→申請不要です。役場より通知等を送付します

②対象児童（平成17年4月2日（障害のある児童は平成15年4月2日）から令和6年2月29日までに生まれた児童）の養育者であって、令和5年度住民税均等割が非課税の方

→申請が必要です

③対象児童の養育者であって、物価高騰の影響を受けたことで令和5年1月以降の収入が減少し、令和5年分の収入見込額が住民税均等割非課税相当の収入となった方

→申請が必要です

【申請期限】

令和6年2月29日（木）まで

※令和6年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の請求をした場合については、

令和6年3月15日（金）まで（出生等による）

◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係（内線273）

### 放課後児童クラブのパートタイム会計年度任用職員を募集します

■勤務内容 放課後における小学校児童の遊び等の活動、指導

■勤務場所 \*小平町文化交流センター2階 放課後児童クラブ室

\*鬼鹿小学校内 放課後児童クラブ室

■雇用期間 採用の日から令和6年3月31日まで

■勤務時間 \*月曜日～金曜日

児童の下校時～17時30分

\*春・夏・冬休み期間中の月曜日～金曜日

8時30分～17時30分

■報酬 時給 956円～

■募集人数 若干名

■資格等 町内在住の方で

①保育士・社会福祉士または各種教諭免許を有する方

②中学校卒業以上で児童福祉事業に従事した経験がある方

③高等学校卒業以上で子育て活動等に関わった経験がある方

■申込期限 令和5年9月20日（水）

■申込方法 保健福祉課備付けの申込書に履歴書（写真貼付）を添えて、提出してください。

◎申し込み・問い合わせ先 保健福祉課福祉係（内線273）